

山口県パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック

令和6年8月



目次

- 1 パートナーシップ宣誓制度とは
- 2 宣誓することができる方
- 3 パートナーシップ宣誓制度の流れ
- 4 宣誓後について
- 5 よくある質問





1 パートナーシップ宣誓制度とは

性の多様性への関心や認知度は、LGBT等を巡る社会的な動きが進んできたことから、県内でも高まっています。しかし、実際に当事者の方々が直面している困難は、周囲には見えづらいことから、県民の理解や困難の解決は進みにくい状況です。

この制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したカップルが、山口県に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓し、山口県は宣誓書を受領したことを「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付することにより、公的に証明するものです。

法的婚姻が認められていない同性カップルなどの日常生活の様々な場面で感じられている生きづらさを軽減し、性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して導入するものです。

※本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法律上の効果（財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありません。





2 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、一方または双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

- ・満18歳以上の方

(2) 山口県民であること、または転入を予定していること

- ・いずれか一方が県内に住所を有し、または4か月以内に県内への転入を予定していること。(同居していなくても対象)

(3) 現に婚姻していないこと（現に配偶者がいないこと）

- ・独身証明書または戸籍抄本等で確認をします。
- ・外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）等を提出してください。
- ・海外で同性婚しているお二人の場合は宣誓可能です。

(4) 現に宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

- ・共に届け出をしようとする方以外の人と、既にパートナーシップの関係にある場合は宣誓できません。(同様の制度を実施している他の自治体等で、別の人とパートナーシップの宣誓等を行っている場合など。ただし、他の自治体の宣誓書受領証等の返還後は宣誓することができます。)
- ・海外でパートナーシップ制度を利用しているお二人の場合は宣誓可能です。

(5) 民法で規定する婚姻できない続柄でないこと

- ・民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は宣誓することができません。
- ・ただし、パートナーシップ関係にあるお二人が養子縁組をしていることまたはしていたことにより、当該関係に該当する場合は、宣誓をすることができます。



3 パートナーシップ宣誓制度の流れ

(1) 宣誓の事前予約

- ・宣誓する日時及び方法を、宣誓希望日の原則14日前までに電話またはメールで予約をしてください。
- ・希望日の3か月前から事前予約を受け付けます。希望の日時に添えない場合には、日程の調整をさせていただきます。

※ 宣誓書受領証等に記載される日付は、宣誓をされる日となります。宣誓日より前に遡ることはできません。事前予約の連絡を受けた後、必要書類の内容、受付後の流れなどをご案内します。

■予約時にお伝えいただきたいこと

- ・お二人の氏名、ふりがな（通称名の場合は戸籍上の氏名）
- ・日中連絡の取れる電話番号・メールアドレス
- ・宣誓希望日時（第3希望まで）
- ・宣誓場所

次から選択してください。プライバシー確保のため個室を準備します。オンラインによる宣誓を希望する場合は、その旨お伝えください。

山口県庁	山口市滝町1-1
岩国県民局	岩国市三笠町1丁目1-1 岩国総合庁舎内
柳井県民局	柳井市南町3丁目9-3 柳井総合庁舎内
周南県民局	周南市毛利町2丁目38 周南総合庁舎内
山口県民局	山口市神田町6-10 山口総合庁舎内
宇部県民局	宇部市琴芝町1丁目1-50 宇部総合庁舎内
下関県民局	下関市貴船町3丁目2-1 下関総合庁舎内
萩県民局	萩市江向川添沖田531-1 萩総合庁舎内



予約連絡先

山口県環境生活部男女共同参画課

電話:083-933-2630

メール:a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

※メールの件名を「パートナーシップ宣誓予約」としてください。



受付時間

・宣誓対応時間・事前受付時間

平日9時から16時(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

(2) 提出書類の事前提出

宣誓を希望される方は、県のホームページから宣誓書などをダウンロードし、A4判の用紙(無色、裏面に印字のないもの)に印刷した上、ご自身で記入し、必要書類とともに持参または郵送により県へご提出ください。

※ 県のホームページからダウンロードできない場合や、プリンターをお持ちでない場合は、宣誓様式を電子メールまたは郵送により送付しますので、事前調整の際に申し出てください。また、県庁へ取りに来ることも可能です。



書類の提出先

〒753-8501

山口県山口市滝町 1-1

山口県環境生活部男女共同参画課

山口県パートナーシップ宣誓制度 担当



提出書類

① 「山口県パートナーシップ宣誓書」(様式第1号)(表面)

- ・2人がそれぞれご自身で記入してください。
- ・ご自身で記入が難しい場合は、代筆者が署名の上、記入してください。

② 「山口県パートナーシップ宣誓書」(様式第1号)(裏面)

- ・2人がそれぞれご自身で記入してください。
- ・ご自身で記入が難しい場合は、代筆者が記入してください。

③ お二人の住民票の写し

- ・3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。
- ・2人が同一世帯になっている場合、2人分の情報が記載されたものは1通で構いません。
- ・住民票の写しには、個人番号(マイナンバー)、住民票コード、本籍地、世帯主との続柄の記載は不要です。
- ・住民票の写しに代えて、以下の提出も認めます。
 - ・住民票記載事項証明書(氏名、生年月日及び住所が記載されたもの)
 - ・戸籍の附票の写し

④ 独身証明書または戸籍抄本等

- ・3か月以内に発行されたものを1人1通提出してください。
- ・独身証明書は、本籍地の市町村が発行します。
- ・外国籍の方は、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に日本語の翻訳を添えて提出してください。

(3) 書類確認

県は、書類を確認した後、本人確認の方法や日時をメールにより宣誓希望者へご連絡します。

(4) 宣誓・本人確認

■対面による宣誓・本人確認

- ・事前に調整した日時と場所に、下記の「本人確認の際に必要な書類」を持参の上、お二人でそろってお越しください。準備いただいた書類により、本人確認を行います。

■オンラインによる宣誓・本人確認

- ・事前調整の際に、オンラインでのアプリ等をお知らせします。原則 Microsoft Teams を使用します。(宣誓者側はブラウザを使用して参加できますので、通常はアプリ等のインストールは必要ありません。)スマートフォンまたはパソコン(マイク、スピーカー及びカメラを備えたもの)が必要です。
- ・来庁しての本人確認ではお二人そろっての手続きをしていることから、オンラインによる本人確認の際も、お二人が同じ場所にそろい、同一のカメラに映りながら宣誓が確認できるように接続してください。
- ・画面越しに、準備いただいた書類により、本人確認を行います。

【本人確認の際に必要なもの】

- ① 個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券または運転免許証がある場合は、いずれかを準備してください。
- ② ①がない場合は、官公署が発行した免許証など(宣誓者の顔写真が貼付され、氏名及び生年月日が確認できるものは1枚の提示、顔写真のないものは2枚以上の提示が必要です。)でも可能です。

1枚の提示で足りるもの(例)
<input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード)
<input type="checkbox"/> 旅券(パスポート)
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真付き)
<input type="checkbox"/> 官公署が発行した身分証明証(顔写真付き) など
2枚の提示で足りるもの(例)
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真なし)

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証 |
| <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 など |

③通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（顔写真付きの社員証や学生証、公共料金の契約書・請求書、通称名が宛先になっている複数の郵便物等）の提示が必要です。

(5) 宣誓書受領証等の交付

・県は、提出書類に不備等がなく、要件を満たしていると認める場合、お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証する書類として次のものを交付します。

- 山口県パートナーシップ宣誓書受領証 2通
- 山口県パートナーシップ宣誓書受領カード 2通
- 山口県パートナーシップ宣誓書の写し 1通

※県の受付印を押印したもの

- ・宣誓・本人確認が対面の場合、宣誓書受領証等は原則即日交付します。
- ・宣誓・本人確認がオンラインの場合、宣誓書受領証等は後日簡易書留等で郵送にて送付します。
- ・なお、お二人とも県外に在住で、一方または双方が県内への転入を予定されている場合は、「山口県パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票」（様式第4号）を交付します。県内へ転入後に、交付した転入予定者受付票に住民票の写し（転入者のみ）を添えて提出してください。確認後に、本人確認日付で、宣誓書受領証等を交付します。

【山口県パートナーシップ宣誓書受領証】

【表面】

(様式第2号、第7刷刷版) (表)



山口県パートナーシップ宣誓書受領証 第 号

様 様

(生年月日: 年 月 日) (生年月日: 年 月 日)

ここに、お二人が、「山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。
これからの人生をお互いに支えあしあまれる、お二人の幸せを願います。

年 月 日

山口県知事 ○○○ 印

【裏面】

(裏)

※注意事項

- この受領証は、山口県パートナーシップの宣誓制度実施要綱の規定に基づいて発行されること。
- なお、この受領証は、法的効力を有するものではなく、山口県の申請書・誓書において、法的効力を生ずるものではありません。
- 宣誓書は、次のいずれかに該当する場合には、受領証及び受領カード（以下「受領証等」といふ。）を返却してください。
 - ① 当該誓書の趣意によりパートナーシップを締結したとき
 - ② 誓約の趣意に反するようになったとき
 - ③ 宣誓書の一方が亡くなったとき
 - ④ 宣誓が撤回したとき
 - ⑤ その他宣誓書の趣意に反するようになったとき

※この受領証を返却された場合

山口県では、山口県民の共同の価値観に基づき、性の多様性を認め、理解を促進し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。
この受領証は、山口県として、お二人が互いに人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。
この受領証を返却された方は、上記の趣意を十分に理解し、納得し、納得いくお二人による返却となります。また、この受領証を返却された、当該誓書が有効な期間（性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

※特記事項

備考欄を有効利用している場合は以下に印帳上の氏名（所属人の場合は、これに替わります。）を記載します。

通称	
住所	
所属上の氏名	

（その他）

【山口県パートナーシップ宣誓書受領カード】

【表面】

第 号

山口県パートナーシップ宣誓書受領カード

山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)



年 月 日

山口県知事 公印

【裏面】

この受領カードの提示を受けられた方へ

この受領カードは、山口県として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。
この受領カードの提示を受けられた方は、上記の趣意を十分に御理解くださいますようお願いいたします。個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

※大きさは、免許証サイズ（縦 54mm、横 85.6mm）となります。



4 宣誓後について

再交付や変更等の手続きについても、本人確認（対面またはオンライン）が必要となりますので、事前に日程調整のご連絡をお願いします。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

- ・紛失や棄損、汚損、氏名変更などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合には、「山口県パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」（様式第5号）により申請が必要です。
- ・宣誓時と同様に、対面またはオンラインによる本人確認を行います。
- ・電話またはメールにより県へ事前調整のご連絡をお願いします。
- ・県のホームページから様式第5号をダウンロードし、必要事項を記載の上、持参または郵送により県へご提出ください。
- ・紛失等で返還できない場合を除き、上記再交付申請書に交付を受けた宣誓書受領証等を添付してください。（※再交付を受けた後、紛失した宣誓書受領証等を発見した場合は速やかに返還してください。）
- ・書類確認の後、宣誓者の本人確認（対面またはオンライン）を行いますので、6ページに掲載する本人確認書類の提示が必要となります。
- ・本人確認後、当初の宣誓日付で再発行した宣誓書受領証等を交付（対面または郵送）します。

(2) 宣誓事項の変更

- ・宣誓書受領証等の交付を受けた方は、氏名、住所、その他宣誓書等で宣誓した事項に変更があった場合は、届出が必要です。
- ・宣誓時と同様に、対面またはオンラインによる本人確認を行います。
- ・電話またはメールにより県へ事前調整のご連絡をお願いします。
- ・県のホームページから「山口県パートナーシップ宣誓事項変更届」（様式第6号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、変更内容が確認できる書類と交付済の宣誓書受領証等を添付して持参または郵送により県へご提出ください。
- ・書類確認後、宣誓者の本人確認（対面またはオンライン）を行いますの

で、6 ページ に掲載する本人確認書類の提示が必要となります。

- ・宣誓書受領証等の記載内容が変更になる場合は、確認後、当初の宣誓日付で再発行した宣誓書受領証等を交付（対面または郵送）します。
- ・宣誓書受領証等の記載内容の変更がない場合は、確認後、宣誓書受領証等を返却（原則として郵送）します。

※ パートナーシップを解消された場合などは、次項の(3)により宣誓書受領証等を返還してください。

(3) 宣誓書受領証等の返還

・以下のいずれかに該当する場合は、宣誓書受領証等の返還が必要です。

- ① パートナーシップを解消したとき
- ② 双方が県内に住所を有しなくなったとき（県外への転出）
- ③ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

- ・宣誓時と同様に、対面またはオンラインによる本人確認を行います。
- ・電話またはメールにより県へ事前調整のご連絡をお願いします。
- ・県のホームページから「山口県パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」（様式第7号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、持参または郵送により県へご提出ください。
- ・上記の返還届に宣誓書受領証等を添付し、返還してください。
- ・書類確認の後、宣誓者の本人確認（対面またはオンライン）を行いますので、6 ページに掲載する本人確認書類の提示が必要となります。

(4) パートナーが亡くなった場合

- ・万が一、パートナーが亡くなった場合も、前段の「(3) 宣誓書受領証等の返還」により、返還が必要です。
- ・残されたパートナーの方が、引き続き宣誓書受領証等をお手元に残しておきたい場合は、パートナーが亡くなった日の翌日以降使用できない旨を明記し、受領証等を返却します。この場合、県のホームページから「山口県パートナーシップ宣誓書受領証等使用停止後再交付申請書」（様式第8号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、宣誓書受領証

等を添付し、持参または郵送により県にご提出ください。

- ・書類確認の後、宣誓者の本人確認（対面またはオンライン）を行いますので、6ページに掲載する本人確認書類の提示が必要となります。

(5) 宣誓が無効となる場合

・次のいずれかに該当すると認めるときは、当該宣誓を無効とします。

- ①宣誓の内容に虚偽があったとき。
 - ②宣誓者が宣誓書受領証等を不正に使用または改ざんしたとき。
- ・宣誓が無効とされた場合は、宣誓者は遅滞なく宣誓書受領証等を返還してください。





5 よくある質問

Q1 山口県パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

A1 婚姻は民法に定めのある法律行為であり、婚姻により民法上の親族となり、相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。これに対して、山口県パートナーシップ宣誓制度においては、上記の法的権利や義務は生じませんし、宣誓を行うことで、戸籍や住民票の記載の変更もありません。

Q2 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか。

A2 同性同士のほか、一方または双方が性的マイノリティの方で、宣誓要件を満たしていれば宣誓することができます。

Q3 男女の事実婚のカップルは宣誓することができますか。

A3 この制度は、一方または双方が性的マイノリティのお二人を対象としていますので、事実婚のカップルは対象外です。

Q4 外国籍でも宣誓はできますか。

A4 外国籍の方も、宣誓できます。その場合、本国の大使館や領事館が発行する婚姻要件具備証明書など、独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。なお、この制度における宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q5 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A5 同性婚が法制化されている国・地域において、本県のパートナーシップ宣誓制度にかかる相手方と婚姻されている方は、当該国・地域の婚姻届にあたる書類を提出することで、本県制度で宣誓できます。

Q6 山口県内に住んでいないと宣誓をすることはできませんか。

A6 いずれか一方が県内に住所を有しているか、または原則として4カ月以内に山口県内への転入を予定している場合は、宣誓できます。

Q7 転入予定者でも宣誓できるのはどうしてですか。

A7 入居する住宅の準備等に期間を要する場合が想定されるからです。(転入前に住宅を賃貸する場合、新築のために住宅ローンを申込む場合など)。このような場合には、「転入予定者受付票」を交付します。

Q8 届け出る二人は、同居している必要はありますか。

A8 いずれか一方が県内に住所を有すること(転入予定を含む)を要件としていますので、その他の要件を満たしていれば、お二人が同居していなくても宣誓することができます。

Q9 他自治体で宣誓済みですが、山口県パートナーシップ宣誓制度を利用することはできますか。

A9 他自治体で宣誓されている方も、同じパートナーであれば山口県の制度で宣誓することができます。

Q10 養子縁組をしている二人でも宣誓できますか。

A10 宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合でも、その他の要件を満たしていれば、宣誓することができます。

Q11 山口県パートナーシップ宣誓制度を利用するにあたって費用はかかりますか。

A11 基本、県に支払う費用はありません。ただし、住民票の写し等の必要書類の発行手数料、郵送で届け出る場合の郵送料、本人確認にWEB会議システムを利用する場合のご自身の通信料、書類の提出や宣誓

書受領証等の交付を受けるために来庁する場合の交通費等は、宣誓者の自己負担となります。

Q12 手続きには事前連絡等が必要ですか。

A12 宣誓の方法をご案内し、個人情報に配慮した上で、宣誓・本人確認の日程を調整する必要がありますので、事前連絡をお願いします。急なご来庁には対応できかねます。また、郵送の場合は、書類の発送から到着までに日数を要しますので、交付を希望される日まで十分な余裕をもってご連絡ください。

Q13 事前調整、宣誓・本人確認等の手続きができるのは平日のみですか。

A13 事前調整のためのメールは随時受け付けます(メールを受けて県からご連絡するのは、翌日以降の開庁日※となります。)。また、電話による受付や事前調整、宣誓・本人確認等の手続きは、県庁の開庁日の9時から16時までの間に対応させていただきます。※県庁の開庁日は、祝日と年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く月曜から金曜日です。

Q14 宣誓は二人で行わないといけませんか。

A14 宣誓書には、原則としてそれぞれが自署してください。また、対面／オンラインに関わらず、お二人を本人確認させていただきますので、必ずお二人で手続きを進めていただくことが必要です。

Q15 代理で宣誓してもらうことはできますか。

A15 代理による宣誓はできません。必ず宣誓されるお二人で行ってください。

Q16 通称名を使用する場合は、通称名は何でもいいですか。

A16 社会生活上で、日常的に使用している通称名としてください。

Q17 プライバシーは守られますか。

A17 宣誓者のプライバシーを確保するため、対面での手続を希望される場合は、個室スペースをご用意します。また、オンライン手続の場合は担当職員のみが個室で対応します。なお、県職員は、個人情報に関して、地方公務員法上の守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q18 宣誓書受領証等はいつ交付されますか。

A18 本人確認手続きを対面で行う場合には、原則として即日交付します。オンラインによる本人確認の場合は、宣誓等に不備がないことや宣誓要件に該当していること等を確認の上、原則として郵送による交付とします(宣誓者のお手元に届くまでに数日かかります。)

Q19 宣誓書受領証等に有効期限はありますか。

A19 有効期限はありません。

Q20 山口県パートナーシップ宣誓制度の宣誓書受領証等はどういうことに使えますか。

A20 宣誓書受領証等の提示により、山口県及び県内全市町において一定の範囲内で婚姻関係や事実婚と同等のサービスが受けられる場合があります。県のホームページにおいて利用できるサービス等の状況を随時お知らせしますので、ご確認ください。

Q21 サービスを利用する際に宣誓書受領証等の提示は必要ですか。

A21 利用できるサービスには、宣誓書受領証等の提示が必要なサービスもあれば不要なサービスもありますので、詳しくは、当該サービスを提供する県機関、市町、各事業者にお問い合わせください。

Q22 県外に転出する場合、宣誓書受領証等を返還する必要がありますか。

A22 お二人とも県外に転出する場合は、返還してください。パートナーシップ宣誓書受領証等返還届に宣誓書受領証等を添付して、返還してください。

Q23 パートナーシップを解消した場合、宣誓書受領証等を返還する必要がありますか。

A23 パートナーシップ宣誓書受領証等返還届とともに宣誓書受領証等を返還してください。

Q24 パートナーが死亡した場合に、二人の関係を公的に証明するものが何もありません。宣誓書受領証等を返還しないことはできますか。

A24 万一、パートナーが亡くなった場合にも、いったん宣誓書受領証等は返還していただく必要があります。しかしながら、残されたパートナーの方が引き続きお手元に残しておきたい場合は、返還していただいた宣誓書受領証等に無効であることを明示した上で、再交付します。

Q25 なりすまし等により悪用されませんか。

A25 県が宣誓を受ける際には、住民票の写し、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。万一、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該宣誓を無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めます。